主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人仁科康の上告趣意について。

右は、上告適法の理由とならない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 福島幸夫関与

昭和二五年一二月一日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官